

第 16 回

食料・農業・農村政策審議会

基本法検証部会

第 16 回

食料・農業・農村政策審議会 基本法検証部会

日時：令和 5 年 5 月 29 日（月） 13：29～14：33

会場：農林水産省 7 階講堂

議 事 次 第

1. 開会

2. 食料・農業・農村基本法の検証・見直し検討について
〔中間取りまとめ〕

3. 閉会

【配布資料一覧】

議事次第

配布資料一覧

- | | |
|------|--------------------------|
| 資料 1 | 食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会委員名簿 |
| 資料 2 | 中間取りまとめ（案） |
| 資料 3 | 中間取りまとめ（案）概要 |
| 資料 4 | 基本法検証部会の今後の進め方 |
| 参考資料 | 食料・農業・農村基本法 |

午後 1 時 29 分 開会

○政策課長 では、ただいまから第16回食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会を開催いたします。

なお、野村農林水産大臣におかれましては、遅れての出席予定となっております。

まず、委員の皆様におかれましては、本日は御多忙中にもかかわらずお集まりいただき、誠にありがとうございます。

本日は磯崎委員、寺川委員、堀切委員が所用により御欠席となっております。また、吉高委員におかれましては、少し遅れて参加されると伺っております。

現時点での委員の出席者は16名であり、食料・農業・農村政策審議会令第8条第1項及び第3項の規定による定足数、3分の1以上をそれぞれ満たしていることを報告いたします。

本日の審議会は公開とし、会議の議事録は農林水産省のウェブサイト上で公表いたしますが、委員の皆様には公表する前に内容の確認をいただきたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、この後の議事進行は中嶋部会長にお願いいたします。

○中嶋部会長 中嶋でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

いよいよ本日第16回目の部会となります。本日の審議会は15時30分までと御案内しておりますが、議題の進行状況により終了時間が前倒しになる可能性もございますので、御了承いただきたいと思います。

それでは、議題に入ります。

前回の部会にて、委員の皆様から中間取りまとめ案に関し様々な御議論をいただきました。その上で、そこでの御議論の結果の反映については私に御一任いただいておりますところ、その修正を行いました中間取りまとめをお手元に配付させていただいております。以下、前回の部会からの修正点について御説明いたします。

資料2を御覧いただきたいと思います。

目次でございますが、タイトルも変更したものはこちらに反映しております。修正点につきましては、このように黄色いマーカーで記載しておりますので、そこを中心に御紹介いたします。

まず、5ページ目です。吉高委員からの御指摘で、昨今の情勢変化ということで気候変動に加え、地政学リスクを入れております。

続きまして、14ページです。三輪委員からの御指摘で、不測時の注目度が下がり過ぎないかという御懸念から削除しております。

次に、15ページです。吉高委員からの御指摘で、民間資金に関する言及を加えております。

次に、18ページです。合瀬委員からの御指摘で、食料安全保障の整理として、まず食料の安定供給とし、そして、食品アクセスという順に①と②の順番を入れ替えております。

同じく18ページです。清原委員からの御指摘に応じ、食料システムという用語に注釈を付す形で定義を明確化しております。こちらは19ページにわたって書いております。

次に、25ページです。二村委員からの御指摘で、フードテックという新しい食経験に対し、コミュニケーションを丁寧に行うという観点で修正しております。

次に、26ページです。その①ですが、前回の部会で清原委員から修文案を頂きましたので、それを参考に文章の適正化を行っております。

続けて②の部分です。二村委員、真砂委員からの御指摘を踏まえ、適正な価格形成の必要性をより明確にするための追記を行っております。

次に、27ページです。二村委員からの御指摘を受け、デジタルトランスフォーメーションは食料・農業全体に及ぶものであることから、食料施策部分に記載を加えております。

次に、30ページです。柚木委員からの御指摘を受け、現行基本法においても位置付けられている法人化の推進に関する文言を追加しております。

32ページです。二村委員からの御指摘で、生産性向上の手段はスマート農業だけでなく品種開発等もあることから「等」を追加しております。

次、35ページです。柚木委員からの御指摘で、集落営農の法人化の推進に関する記述を追加しております。

次、36ページです。ここはいろいろ御議論があったところです。多様な農業人材の位置付けについてですが、真砂委員からの御指摘から、委員の皆様の間で非常に議論となった点でございます。この記載は農業施策に書くべきではないという御意見、農村と農業の両方に位置付けるべきという御意見、両方ございました。その中でそれぞれの役割を明確化すべきという御意見も頂いております。

農業施策の中で担い手に農地の集積・集約化を進めることが重要であり、ここにブレーキを掛けることがないようにし、その一方で、担い手だけで全ての農地をカバーすることが難しい地域があるという実態を踏まえて、そういったところを適正に保全・管理するこ

とで食料の安定供給に資することを期待しつつ、最終的に担い手につないでいくという観点で多様な農業人材の役割を記述することとし、このような修正をしております。

続いて、37ページです。まず、⑤です。柚木委員からの耕地利用率を上げていく必要があるという御指摘を踏まえまして、「効率的に」生産、という修正をしております。

同じく37ページの⑧です。寺川委員からの御指摘を受け議論となったところですが、女性以外も含む観点から「等」を加えるとともに、リーダー育成と地域への参画の両方の側面を整理し、加えております。

次に、39ページです。中家委員からの御指摘を踏まえまして、「特に」という単語を追記しております。

次、42ページです。これのまず②ですが、柚木委員から所有者不明農地に関する言及のリクエストがあった観点から追記しております。

同じく42ページの③です。三輪委員からの御指摘を踏まえ、現状の農家区分に合わせて表現を修正しております。

次に、44ページです。三輪委員からの指摘で、②と③の違いを明確化する観点から②のタイトルを修正いたしました。

次に、45ページです。④の前半ですが、36ページの修正と同じ修正を施しております。

この同じく45ページの後半ですが、農村RMOが収益事業も含めて行っているということの理解醸成を図る観点から追記を行っております。

次に、48ページです。高槻委員より、食料の安定供給の確保の観点から、水産資源にも目を向けるべきという御指摘をいただいて、このように修正しております。

次に、50ページです。二村委員からの御指摘で、有機農産物の公共調達に関する追記をしております。

次に、61ページです。清原委員よりいただいた修文案を参考に修正しています。

次に、62ページです。香坂委員の、自治体や農業団体の広域化が進む中で、スケールの違いがあっても地域の取組が円滑に進むよう留意する必要があるという御指摘を踏まえ、追記を行っております。

次に、64、65ページ両方にあるのですが、吉高委員よりいただいた、未来の世代に向けたメッセージとなるように、修正をしております。

以上、前回の部会での議論を踏まえた修正点となります。

ここで委員の皆様から最終的な確認や御質問を承りたいと思いますが、もしあれば挙手

いただければと思いますが、いかがでございましょうか。

清原委員、お願いいたします。

○清原委員 音声聞こえておりますでしょうか。

○中嶋部会長 はい。聞こえております。

○清原委員 修正の方、ありがとうございました。

18ページのところに追記していただいた食料システムとフードシステムの点なんですけれども、新しい定義、新しいといいますか、国連食料システムサミットの中のFAOの方の定義を持ってきていただいて、これがこの文章の中での食料システムだということを書いてくださっているんですが、1つ確認したいのが、今回書かれた食料システムという言葉はフードシステムもフードチェーンも基本単位は品目や作物ごとに存在しているであることとか、あるいは品目に関わる農業や食品製造業や流通業など事業者の連結であるということ、それから、この文章の中の食料システムというのは様々なフードシステムを総称するような意味で使っていたかということが確認できればというふうに思います。

その上で、もし今のような意味で今回の食料システムという言葉が使われているのであれば、前回お話ししたみどりの食料システム法の中の食料システムとはやはり違う定義になっている新しい言葉ということなので、できれば本当はそれを表すフードシステムという言葉が使われた方がやはりよかったのではないかなというふうに思います。

今回直してくださいというわけにはいかないのかもしれないのですが、今回示していただいている参考資料の方で国連フードシステムサミットのときの文書の訳だというふうに書いていただいているのですが、このFAOの定義が書かれている原文のタイトルが「Definitions of Current and Future Food Systems」、そういうパートから来ておられますので、この英語の「Food Systems」というのは、やはり日本国内では「フードシステム」というふうに多くの研究者もそうですが、一般でも使っておりますし、この部会の中でもこういう話をしてきたと思います。今回定義を書いたことで、みどりの食料システム法の定義ではないということは分かったんですが、せっかく新しい考え方を入れたのならそれに合わせた言葉が使われる方がよかったかなというふうに思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。事前にもいろいろ御意見をいただきましたし、事

事務局とも御意見を交換していただきました。また、専門家としての非常に厳密な考え方も提示していただいて大変参考になったところでございます。

これは私の考えになりますが、言葉というのは生き物で、だんだん変わっていくところがございます。ただ、行政的にも、それから、学問的にもきちんとした定義に基づいて議論しなければ前に進めないと思っておりますので、今回この基本法の見直しにおいてはこちらで定義をさせていただきましたので、それを踏まえて検討を進めたいと思います。

ただ、みどりの食料システム法の中での定義との違い、御指摘いただいているところがございますので、今後またそれについては検討したいと思います。この食料システムという言葉は、かなり広くいろいろな皆様にお使いいただいていると思っておりますので、多分こちらの中から中間取りまとめの中でこのように広く公表することによって、だんだん1つの合意事項、そして、学問的にも行政的にも収れんしていくところがあるのではないかなと思っております。私もフードシステム学、フードシステム論を今まで研究、教育しておりましたので、そこら辺も踏まえながら今後の検討につなげていきたいと思っております。

よろしいでしょうか。

では、清原委員、ありがとうございました。

真砂委員、お手を挙げていただいています。よろしく願いいたします。

○真砂委員 ありがとうございます。

1点部会長に確認させていただきたいんですけれども、私は議論の中で米の生産調整をやめるべきだという話を3度ほどしました。例えば輸出するときに高米価だと輸出ができないわけですし、消費者に適正価格と言いながら生産カルテルをするのはいかなものかというようなことで発言したのですけれども、今回の議論は米の生産調整の在り方は議論の対象外だと、こういう位置付けをされたがゆえに報告書には何も書いていないと、こういう理解でよろしいでしょうか。

○中嶋部会長 御質問ありがとうございます。

対象外といいますか、まず1つは需要に応じた生産を行っていくべきだとのメッセージを我々を出しているのではないかなと思っております。それはこの検証部会の中でも皆様から御指摘いただいているところです。それを踏まえて米の生産についてはどういうふうにあるべきかというのは、政策論として様々な検討が必要だと思っておりますが、今回の時点では議論の対象外という言い方が正しいかどうか分かりませんが、その検討はしていなかったのではないかなと私は理解しております。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

ほかにかがでございますか。よろしいでしょうか。

それでは、特にこれ以上の御質問等がないということでございますので、こちらで最終的な中間取りまとめとさせていただきたいと考えておりますが、よろしゅうございませうでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、御異論ないということで、こちらを基本法検証部会の中間取りまとめとさせていただきますと思います。

それでは、事務局の方から中間取りまとめを委員の皆様へ配付いただければと思います。

なお、本日基本法検証部会の中間取りまとめについて大臣に御報告し、手交、写真撮影を行う予定としておりますが、大臣が入室されたタイミングで行わせていただこうと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

では、続きまして、委員の皆様から今後の基本法の見直しなどに向けまして一言お言葉をいただければと考えております。お手元の委員名簿の順にて、委員、臨時委員の順で御発言をお願いしたいと存じます。

なお、御発言については時間の都合上、誠に恐縮ですが、簡潔にお願いできればと考えております。

なお、齋藤委員、二村委員から資料を、本日御欠席の寺川委員からコメントを事前にいただいておりますので、これを配付させていただきます。

それでは、井上委員からお願いしたいと存じます。井上委員、よろしいでしょうか。

○井上委員 委員の井上です。音声聞こえておりますでしょうか。

○中嶋部会長 はい。聞こえております。

○井上委員 基本法検証部会へ参加をさせていただきます、ありがとうございました。

私は農業者、有機農業者として国内の農業事情について知らないことばかりでありまして、ほか委員の皆様へ多くを学ばせていただきました。現時点において日本の食事情は豊かだと感じております。いつでも、どこでも、誰でも飲料や食事において一定の選択を行うことが可能だからです。

しかし、この先の自然環境の変化や世界情勢、国内の人口減少などの影響により、私たちが当たり前と感じているこの日頃の食生活がいつまで続けられるかについては疑問や不

安も感じております。このたびの検証により一定のリスクヘッジは取れるかと思いますが、食の豊かさは何なのかということのを再定義するよい機会になったのではないかと感じております。当たり前が幸せではなくて、その背景や物語を共有することができれば、新たな食の豊かさについて発見することもできるのではと感じています。

本部会で学ばせていただいたことは、現場の農業者仲間や応援してくださる消費者の方々とも共有をさせていただき、次世代が多くを選択をできる自然環境と経済のバトンを渡せるよう尽力してまいります。部会に参加をさせていただきまして、誠にありがとうございました。

発言は以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは、続きまして、大橋委員にお願いしたいと存じます。

○大橋委員 ありがとうございます。

まずもって、本日の中間取りまとめに至るまで事務局及びとりわけ中嶋部会長には大変な御尽力をいただきまして、この場を借りて深くお礼申し上げます。ありがとうございます。

ほぼ20年ぶりということで、今回基本法の検証を15回、本日を含めると16回にわたって検証させていただいたということで、私も議論に参加させていただいて大変学ばせていただいたところです。過去発言させていただいたことをもう1回繰り返す形になるかもしれませんが、この20年間、我が国の人口減少及び経済力もやや陰りを見せるなどの中で、我が国の農業、とりわけ人と農地というものをいかに支えていくのかということというのは極めて喫緊の課題である中での基本法検証ということで、大変意義深い議論ができたと思っています。

法人による効率的な経営をしっかりと進めていくということはもちろん、中山間地域においても当然のことながらしっかりと経営という考え方を取り入れなければいけない。そうした中でいかに人と農地を支えていくのかということのを各地域、地域でそれぞれの環境に応じて議論していかなければいけない局面に来ているのだと思います。この基本法の今回検証の取りまとめ、これから国民の方々、これは消費者の方々を含めて議論させていただきながらしっかりと根付かせていただければと思っています。

以上です。ありがとうございます。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは、上岡委員、お願いいたします。

○上岡委員 東京農業大学の上岡でございます。

まず、今回の中間取りまとめにつきましては、現行基本法制定から約20年の間における国内外の情勢変化、すなわち従来の課題はもとより環境から食品アクセスの対応まで幅広く盛り込まれておりまして、中間取りまとめにつきましては、中嶋部会長、委員の先生方、それから、事務局の皆様の御尽力に心より感謝申し上げます。

本基本法の1つの大きな目標でもあります食料自給率の向上に向けての分子、国内生産供給面への対応の方向性といたしましては、個人経営、更には法人経営の支援・強化、人材不足を行うDX推進、それから、農業への多様な主体の関わり、生産資材の国産化の推進等が盛り込まれて、農業生産基盤への対応が強化された点は非常によかったのではないかと思います。

自給率の分母の消費の部分につきましては、消費者の責務、持続可能性や環境への消費者理解ということが改めて明記されたこともとてもよかったかなと思っております。現行基本法制定から新たに加えられた輸出促進につきましては、国内への適切な食料供給と国際情勢も見ながら、一過性のものにならないよう対応していくことが今後は肝要なのかなと思っております。

今後は全国各地域での意見交換ということも予定されているということですので、より実態に即した対応が盛り込めるといいのではないかなと思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

続きまして、齋藤委員、お願いいたします。

○齋藤委員 齋藤でございます。

中間取りまとめ、大変御苦労さまでした。我々農業者として、そして、法人という立ち位置で今まで生産現場で規模の大きい経営を担ってまいりました協会として、今日提出させていただきましたけれども、2,100社の意見をまとめまして、やはり皆さんが考えているのは効率的かつ安定的な農業経営を育成するという現行基本法、ここをどんどん進めていただかないと現場の方は、我が山形は5年間で3割も兼業農家の方が辞めるそうです。県庁の方ではその出た土地が本当に耕作放棄にならずに、しっかり担い手に継承されるかどうかすごく不安だと言っております。我々法人の方はいろいろな業種やいろいろな仕事をやりながら雇用ということで、ほかの業種の人たちと競争しながら社員を抱え食料の生

産に当たっております。今後もそういう生産が日本の大宗を占めてくるのだらうと思いませんし、海外からの安い農産物というのがなくなる危険性もある中で、日本の国土を使ってしっかり食料を生産できればと考えております。

これからこの基本法を基に個別法がいろいろ変わっていくと思いますので、是非次の世代の若い後継者たちが夢を持って農業に当たって、おいしい食料を生産できることを祈りながらいたいと思います。大変御苦労さまでございました。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

続きまして、高槻委員、お願いいたします。

○高槻委員 まず、中間取りまとめに当たりまして、中嶋部会長、そして、事務方の皆様、ほかの委員の皆様の御尽力に大変感謝申し上げます。

私が何回かの発言の機会でも申し上げたのは、1つは需要に関しては内需と外需、2つあると。それはそれぞれ全く違う背景があるので、分けて議論をしましょうということ。それから、平時、そして不測時、これも分けて議論をしましょう。特に不測時は全てを予測することができないので、幾つかの想定されるケースを平時に考えて対応しておこうということを申し上げました。

こう申し上げた背景としては、今、日本の食というもの、これが世界中から注目を浴びていると思いますし、コロナもこのような状況になり、いわゆるインバウンド、外国の方が訪れて、食を含めた消費活動も再び活性化しておりますし、外需、外国での食の需要、これを取りに行くためにはフードバリューチェーンを日本と海外とで接続していく必要があるわけですが、そこも農林水産物そのものの生産はもちろんでございますけれども、その生産・育成するための環境の維持保全あるいは加工する機械、あるいはその鮮度を維持する技術などなどフードバリューチェーンの強化のために資する技術というものは我が国で様々持っているわけでございます。それを活かすことによって、この食をテーマにしたビジネス、事業というものの未来は大変明るくなると思っております、そこを農林水産省が牽引していくという時代になっているのではないかというふうに思っております。

テクノロジーに関しては、みどり戦略というものも取りまとめられておられるわけでありまして、その中では20年、30年先をゴールとする超長期のテーマもあり、これは通常ファイナンスの世界ではなかなか届かない期間でございます。しかし、食というものはそれぐらいスパンの長いものでありますし、30年、40年、50年、消費者の方々に支持さ

れ続けている食もあるわけでございます。そういうところをどのように仕組んでいくかというのも1つ重要なテーマ、そして、農水省でなければできないテーマかなと思いますので、私もこの部会に関与した一名として、これから微力ながらお手伝いできればと思っている次第でございます。

以上でございます。ありがとうございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、中家委員、お願いいたします。

○中家委員 中嶋部会長、また、事務局の皆様方には多様な御意見がある中でしっかりと取りまとめていただきまして、本当にありがとうございます。また、議論に参加させていただきまして、ありがとうございます。

今回の中間取りまとめにつきましては、基本法改正の方向性を確認する重要なものであると認識しております。一方で、今後具体的な基本法の改正内容や関連法の整備、また、政策の具体化に向けて来年度予定されております新しい基本計画、この策定など引き続き極めて重要な局面が続いていくと思っております。特に適正な価格形成の仕組みの構築、また、経営安定対策の充実など今後具体化を図るべき論点も多く残っていると思っております。

我々JAグループは引き続き政府とともにしっかりと取り組んでまいりますので、よろしく申し上げます。どうもありがとうございました。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

続きまして、二村委員、お願いいたします。

○二村委員 ありがとうございます。

このたびはこの基本法の検証という貴重な場に参加をさせていただき、本当にありがとうございました。本日参考資料ということで食料・農業・農村基本法見直しに関する意見を出させていただきました。この検証部会が始まりましたときに、私どもも全国の生協の皆さんと一緒に議論する場というのを作りまして、ここでの議論を踏まえながら今回意見として取りまとめをして提出させていただきました。

消費者の立場を基本に考えておりますけれども、生活協同組合の場合は様々な協同組合との連携あるいは産直事業等を行っております。そういったものを通して、生産者の皆さんとのつながりも大切にする立場も加えての意見と考えております。この検証部会の議論に併せてかなり多岐にわたる議論をいたしました。それだけこの食料・農業・農村の問題

というのは、総合的で相互に結びついているものなのだとすることを改めて感じたところ
であります。

私どもの重点としましては、資料を1枚めくっていただいて1、2ページのところに書
いてございます。「食料安定供給の確保に向けた国内農業生産の強化」、そして、「再生
産と消費者の食料アクセスに配慮した透明で公正な価格形成」、「持続可能な農業・食料
システムへの転換」、「農村の維持・発展、都市と農村の共生」、「消費者・市民社会の
参画、消費者と生産者の相互理解と協力」というこの5つを重点ということで挙げさせて
いただきました。

特に暮らしや社会の変化に合わせて、国内農業生産を強めていくための政策的な取組
あるいは国内の農産物を多くの消費者が利用し続けられるような価格の在り方、そして、
農業生産を担ってくださる農業者の皆様への政策的な支援ということについては、引き続
き継続する課題として今後も議論していく必要があると思っております。

また、環境サステナビリティについては、農業の多面的機能のみならず農業生産の持つ
ている環境負荷の側面ということについてももしっかり消費者に伝えていく必要があると考
えております。食料・農業・農村の問題は農業者だけでなく、消費者にとっても本当に深
く関わる問題だということはこの議論を通して学ばさせていただきました。今回のこの中
間取りまとめが広く知られて、そして、この基本法の見直しの議論がより多くの方々
の間でされていくこと、そのことでこの問題についての関心を高めていければと思ってい
ます。

このたびは本当にありがとうございました。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは、三輪委員、お願いいたします。

○三輪委員 三輪でございます。

このたびは中間取りまとめで各委員の意見の方を反映いただいたものを策定いただきま
して、ありがとうございました。また、今回このような基本法検証部会という場で議論に
参加させていただき、改めて感謝申し上げたいと思います。

今回の中間取りまとめの検討に当たっては、やはり日本の農業若しくは世界の農業が置
かれている環境が激変する中で、これから20年、30年といった未来の我が国の農業を見
据えた上でのあるべき姿とそれに向けて取るべき施策の方向性を明確にすることができた
のかなというふうに思っております。これから20年経った後、30年経った後に今回のこ

の案がもちろんこれから最終的に法の改正になるわけですがけれども、いろいろ出してきた案であったり、そこから打つべき手というのがどのようにワークしていくのか、そして、それが本当に日本の農業であったり農業生産者のためになるのかどうかということをしつかりと見ていかないといけないかなというふうに思っているというところでございます。

今回の審議会は2週間に1度の開催ということで非常にハードだったかなというふうに思っておりますが、かなり濃い密度の中で様々な意見がそれぞれのお立場の中から、若しくは御見識の中から出てきたと。そちらはこのオープンな場で意見がぶつかったというよりは、農業・農村という非常に難しい課題に対して、360度、いろいろな角度から建設的な意見がいただけたのかなというふうに、参加している一委員の立場からも感じました。

その中で、やはりいろいろな意見があることによって今我々が直面している課題とそこを解決する方向性が明確になったのかなというふうに思っております。是非農水省の皆様におかれましては、これから中間取りまとめをもって各地域での意見聴取等を進められるかなというふうに思っておるところでございます。是非、今回の案に対してのリアルな声というのを拾っていただきまして、それを基に更にブラッシュアップさせつつ、あとはこれを作っただけではなくて、いかに実行するかというのは今回御説明するところが普及の第一歩だというふうに思っておりますので、是非積極的に進めていただければと思います。

私の方からは以上です。ありがとうございました。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

それでは、柚木委員、お願いいたします。

○柚木委員　ありがとうございます。全国農業会議所の柚木でございます。

これまで15回にわたってこの部会で意見が出されたわけでございますけれども、それらを非常に丁寧に取り上げていただき、また、整理をいただきました。そして、今回の中間取りまとめに反映いただいたことに深く感謝を申し上げたいというふうに思います。

この中間取りまとめを踏まえまして、これから食料安全保障をはじめとして食料・農業・農村の政策の方向、また、具体的な施策の在り方ということについて幅広く議論をしていくことが重要だというふうに思っております。それによって国民全体での食料なり農業・農村に対する関心が高まって、最終的な基本法の見直しにつなげていくことを期待したいというふうに思っております。

現在、農業・農村の現場でございますけれども、4月1日に施行されました農業経営基盤強化促進法によりまして、10年後の地域農業の設計図とも言うべき地域計画の策定の

取組が今スタートしているところでございます。この地域計画の策定に当たっては、国全体の食料・農業・農村政策の方向付けと整合性をもって検討していくことが大変重要だというふうに考えております。そういう意味で、今回の中間取りまとめをできるだけ農業・農村の現場に広く周知をして、地域計画の策定に取り入れていくことを我々としてもしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

農業委員会の組織としては、明日、全国の農業委員会の会長大会を開かせていただくこととしております。そこで、この地域計画の策定に向けた取組の強化の決議をさせていただきます。全国的農業委員会でこの取組が更に強化、推進されるように頑張ってもらいたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、吉高委員、お願いいたします。

○吉高委員 どうもありがとうございます。

このたびは、決して農政におきまして専門家でもない私を温かく受け入れていただき、この検証部会に参加させていただきましたことを本当に感謝申し上げます。本当にほかの皆様、委員の皆様からも多く学ばせていただきました。また、事務局や中嶋部会長にも取りまとめに大変御尽力いただきまして感謝申し上げます。

私自身、長年サステナビリティに関与いたしまして、ただいまは少子高齢化や日本経済力の低下だけではなく、本当に気候変動やロシアのウクライナ侵攻による食料危機、サプライチェーン危機、本当に想定外のグローバルリスクが顕在化しておりまして、サステナブルファイナンスやESGファイナンスなどの動きが急速に発展しております。これらの動向が本当に国内の農業に大きなインパクトになるという認識の下、みどりの食料システム戦略なども法制化された上で今回の中間取りまとめがされたと認識しておりまして、今回の取りまとめが日本の食料自給率を上げることに何らかの資することを願っております。

最後に、私自身の思いとしましては、やっぱり農業のサステナビリティを考える上では、数十年先からのバックキャスティングで考えて、今回本当に取りまとめの中に未来志向という言葉が盛り込まれたこと、それから、環境課題、ジェンダーギャップの解消、とりわけ子どもや若者ととも日本食の未来を作っていこうというきっかけになったということは大変うれしく思っております。私自身も他業界、他のステークホルダーに対して今回の取りまとめの内容をお伝えしていき、是非来年の基本法の見直しに向けて何らかの尽力

をさせていただきたいと思っております。本当にありがとうございました。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

委員の皆様にご発言いただきましたが、ここで一旦中断させていただきまして、基本法検証部会の中間取りまとめを大臣に御報告させていただきたいと存じます。

(農林水産大臣へ手交)

○中嶋部会長 それでは、野村農林水産大臣から一言お願いいたしたいと存じます。

○野村農林水産大臣 ただいま中間取りまとめの御報告をいただきました。誠にありがとうございました。今日は衆議院の委員会に呼ばれておりまして、今まで掛かったものから遅参いたしましたこと、おわびを申し上げたいと思います。

中間取りまとめにつきましては、基本法検証部会に昨年9月29日に私から皆さん方に諮問を行いまして、その後、本日まで計16回と月2回ペースで集中的に御議論をいただきました。私もこの間、皆様の議論を聞かせていただきましたが、委員の皆様方の中でこれからの食料・農業・農村政策の在り方について真摯で活発な議論が行われていたということをお大変肌身で感じまして、委員の皆様方、そしてまた、御参加いただきました皆さん方の熱意に感服した次第でございます。

我が省としては、本日の中間取りまとめを受け止め、平時から国民一人一人の食料安全保障の確立、それから、環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換、それから、人口減少下でも持続可能で強固な食料供給基盤の確立といった観点から、持続可能な食料・農業・農村基本法の見直しに向けた検討を深化させていきたいと考えているところでございます。改めてこれまで熱心に御議論いただきました委員の皆様方に心より感謝を申し上げます。また、この部会をずっとリードしていただきました部会長にも心から御礼を申し上げます。

簡単ですけれども、私の御挨拶とさせていただきます。皆様、本当に御苦労さまでございました。ありがとうございました。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは、また御発言をお願いしたいと思います。ここからは臨時委員の委員の皆様でございます。

まず、合瀬委員、よろしくお願いたします。

○合瀬委員 アグリフューチャージャパンの合瀬でございます。

今回、中間取りまとめに当たり様々な意見を調整していただいた中嶋部会長、それから、

事務局の皆様には改めてお疲れさまというふうに言いたいと思います。その上で、これから法制化に向けて様々なことをおやりになるということだと思っておりますが、決めたら次は絶対にこれを実現するという気持ちで実行力を持っていただきたいというのがお願いであります。20年前、今の基本法ができましたときには食料自給率45%という目標を掲げたわけですが、なかなかそれに到達できなかった。そのことを踏まえて、改めて見直すわけですから、今度作る新しい基本法については何が何でも実現するという心構えを持ってやっていただきたいというのがお願いであります。

それから、今回の議論を通じて私若干思ったのは、今回は農家寄りの議論になってしまったかなということでもあります。それはもちろん急激な円安による資材高騰ですとか、それから、価格転嫁がなかなかできないというふうな背景もあって今回の議論が始まったわけですので、ある程度は仕方ないというふうには思うんですけれども、ただ、やはり様々な変化に耐え得る農業経営を作らなければならない。先ほどどなたかもおっしゃいましたが、これからのいろいろな変化があるわけですから、そういう変化に耐え得る農家を作らなければならないという面から考えると、あまり国がいろいろなことをやるのはいかなものかというふうなことも思いました。

農業界では、最後は国が何とかしてくれるという考えがいまだに根強く残っています。やはりこういう農業の構造では私はいけないというふうに思うんですね。そういうことも含めてこれから各地で説明会をおやりになると思うんですが、そういうことをきちんとやはり言っていただきたいというのがお願いであります。

農業においては安定化だとかというワードがいろいろ使われますけれども、固定されては駄目だと思うんです。やはり幾らかの変化が必要だと。今は国内外の様々な変化に対して、やはり農家もダイナミックな、農業構造もダイナミックな変化が必要な時期ではないかということも考えます。今回の中間取りまとめにはそういうニュアンスも幾らか込めていただいたというふうに思いますので、是非そういうことは現場の人たちにも理解していただくような説明会をやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

続きまして、清原委員、お願いいたします。

○清原委員 福山市立大学の清原です。

私の方は2点思ったことがあります。まずはFAOの食料安全保障の定義が入ったこと

で、これまでほとんど見えていなかった食べることまで含んだ議論が視野に入ってきたかなというふうに思いました。農産物だけではなく加工食品、食べ物、食べることといったこともここで論じられるべき政策の範囲に入ってきたんだということが画期的だったのではないかなと思います。もちろん今、合瀬委員がおっしゃったようにやや農業にウェイトがあったのかもしれない、一部の議論がそうであったかもしれないですけども、私が学生の頃に見ていた基本法の文章とは随分守備範囲が広がったのではないかなというふうに思いました。

もう一つの点は、現実の課題というのは非常に複雑なんですけど、それに対して施策というのは、例えば文書とかそこに書かれた言葉に基づいて作られていくんだなというのを今回16回の議論を全部お見受けしておりますと感じました。ですので、ややしつこく言葉のことを申し上げましたが、これが重要だなというふうに感じていたからです。そういったことの枠になる文書ですとか言葉について各産業や事業者の皆様、それから、専門の異なる分野の専門家の方、研究者の方と議論できたのは大変光栄な機会でした。ここまでまとめていただきました事務局の方、委員の皆様、それから、部会長の中嶋先生、どうもありがとうございました。

私からは以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは、香坂委員、お願いいたします。

○香坂委員 月2というペースで非常にスピード感を持って開催いただきました。同じくグローバルなルールメイキングも非常に加速的にスピード感を持っていろいろ決まってきたようにも感じております。私に関わっております生物多様性もそうですし、気候変動の方も5年前はなかなか考えられなかったルールがかなりのスピードで決まってきている。それがローカルな現場にも影響を及ぼしてきているということでは、こういったスピード感を持った議論がこの場でできたということは非常に有意義ではなかったかなというふうに思います。

大学で働いている立場から参画をさせていただいて、そのときにやはり長期の視点ですとか、あるいは科学の方での議論がどうなっているのかということから、いろいろローカルな方にも発信をこれからも部会長ですとか会長を通してやっていくことができたらいいのではないかなと思います。私個人は農林水産省の例えば政策研の中で3、4年前に有機の方の議論をさせていただいて、例えば日本各地の鹿児島県のお茶農家さんと議論させて

いただいたということも非常に今回参加させていただいた上で有意義でございました。

また、ヨーロッパでもコロナで止まっちゃうんじゃないのという声もあったんですけども、意外と粘り腰でこういう持続性、サステナビリティの方の議論というのは進んでいっております。ですので、こういうものを短期ではなく、かなり長い目で見て、20年経ったときにどういうふうに御覧いただけるのかということを見据えてこれからも進めていっていただければと思います。個人的にはセヴァン・スズキというリオの会議のときに伝説のスピーチをされた方の世代ではあるんですけども、彼女ももう30年経つとお母さんになっているわけですよ。グレタさんも恐らくは20年経てばどうのお立場になっているか分からないんですけども、そういった次の世代がどういふふうに見るのかという視点で今回の見直しというものを更に進めていっていただければと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは、茂原委員、お願いいたします。

○茂原委員 茂原です。

任を受けて特に責任の大きさにずっと戸惑っていたんですけども、皆さんの発言等を聞きながら貴重な経験をさせていただきました。大変ありがとうございました。そして、これまでの議論を通じて、農業・農村政策のいわゆる幅の広さと奥行きを改めて感じたところであります。全ての問題が議論できたわけではなかったというふうに思いますが、当面对応すべき論点というのはおおむねカバーされているのではないかなというふうに今は感じています。

そして、今後この会議の議論がどのような形で法律の改正や政策の中身に反映されるのか詳しいことまでは分かりませんが、取りまとめ案の64ページにある第5部、行政手法の在り方、このところに地域の自主性を尊重すると書いてあります。政策は現場で実施されるものでありますので、安易に国の権限を強化したり一方的に押し付けるようなやり方ではなくして、それこそ現場の意見や取組を尊重するような方向で法律の改正などに対応してもらいたいというふうに思っております。この見直しの検討案が明日への農業・農村の発展につながることを切に願っているところであります。

そして、最後に中嶋部会長を始め農林水産省の皆様にお礼を申し上げます。大変ありがとうございました。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは、真砂委員、お願いいたします。

○真砂委員 去年の秋からずっと議論してきまして、私は改めて認識できたんですけれども、やはり食料安保のためにも必要なのは強い農業、世界に負けない農業だと思います。そのためには、これも何度も議案になりましたけれども、データ農業ですとかスマート農業、それから、有機農業、いろいろ出てきましたけれども、これを机の上の議論ではなくて、農作業の現場でしっかり担える人材をどう支援して確保していくかということに、僭越ですけれども、私は農政の基本はこの1点に絞られるんじゃないかというふうに思って議論に参加をしておりました。農水省は、世界の農業に負けることのないように、現状維持に妥協することなく改革を進めていっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、山浦委員、お願いいたします。

○山浦委員 ありがとうございます。農業青年クラブの山浦です。

改めまして委員にお声がけいただき、青年農業者を代表して参加させていただいたことに関して感謝しております。また、取りまとめに関しても部会長、また、事務局の皆様にご尽力いただき、ありがとうございました。

私個人としても本当に貴重な経験と知見をいただき、学びの場となりました。今後の日本の農業や食料安全の観点で最後に改めて一言ということであれば、今後の農政を考えるときに必要なのはスピード感と柔軟性だと感じております。現時点での意見は部会でお話しさせていただきましたが、この20年で起こった日本社会での変化というのは、今話題のAIやメタバース、また、NFT、はたまた国際情勢も加えて更に加速すると考えております。これに対して日本の農業の中核である農水省が後手に回れば、それは国内の農家に影響することは間違いないと感じております。

そういった中で、可能な限り社会の変化を注視し、5年、3年と言わずに日々この変化に対応するスピード感と柔軟性を持って農家を引っ張っていただけるような農政であってほしいと思っております。どうか引き続きよろしくお願いいたします。

私からは以上です。ありがとうございました。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

以上、委員、それから、臨時委員の皆様から御発言をいただきました。

最後に私からも一言申し述べたいと存じます。

このたび、非常に限られた時間で集中的に御議論をしていただきまして、部会長としてまず御礼申し上げます。ただ、このスピード感を持って対応するということは本当に大事であるなど今のお二人、香坂委員や山浦委員からもお話があったり、ほかの方からも御指摘ありましたが、このような時代の変化を考えますと、この進め方は大変すばらしかったのではないかと感じております。

今回基本法を検証するという事で現行基本法を確認してみましたが、当時の国内外の社会情勢を的確に把握して、その時としては先進的な事業を取り込んだ構想の大きさを感じられるものであるという印象を持ちました。ただ、それから20年を超えて、世界も国内情勢も大きく変化したところ、現行基本法では制定されなかったいろいろな状況が起こったということは事務局が今回丁寧におまとめいただいたところでございます。

特に私といたしましては、この四半世紀の間に世界の人口が20億以上増え、各国が経済成長をして消費構造も大きく変わってきたということは、これは私どもの国の食料安全保障に非常に大きな影響を与えているだろうということは改めて感じたところでございます。加えて、現代はこういった食料問題を解決する上で気候変動や生物多様性をめぐる環境問題への配慮を強く意識しなければいけないということ、これも現行基本法制定当時とは大きく異なる状況であると理解しております。

さらに、私どもの国は20年前に比べると、それまで以上に国際社会と深く結びついておりますし、それから、デジタル化も相当進んでおります。こういう動きの中で改めて国内の農業生産を食料安全保障の観点から強化するという事ならば、どのような方策を組んでいくべきなのかというのは様々な議論が必要だと思っております。特に更なる高齢化が進んでいること、それから、本格的な人口減少社会になったこと、そして地域社会の構造が大きく変容してきたこと、こういったあたりは現実問題としてしっかり見据えていかなければいけないと思っております。

現行基本法は、昭和期の食料・農業・農村からある意味平成期の食料・農業・農村への転換を支える制度的基盤になっていたとは思いますが、ただ、今回のこの見直し作業は単に平成期から令和期に変わるというよりも、社会が大きく変革する節目での見直し作業ではないかなというふうに思っております。そういった心積もりで議論にずっと臨んできたところでございます。本当に様々な御意見をいただきまして、思っていた以上に充実した検討ができたと思っております。ただ、この後、地方意見交換会、意見募集をいただいて、その上でよりよい形で議論を深化させていただければと考えているところでございます。

最後に、改めて今回のこの議論を踏まえて、あらゆる方々が自分事として食料・農業・農村をめぐる問題に関わっていただくような取組を進めること、そして、我が国の食料・農業・農村が持続的で世界に誇れるものへと革新されていくことを期待いたしまして、私の発言とさせていただきます。皆様、どうもありがとうございました。

それでは、次に、前回お示ししました今後の基本法検証部会の進め方について再度御連絡いたします。

資料4を御覧ください。

本日決定した中間取りまとめにつきまして、7月以降、国民の皆様からの御意見・御要望を募集するとともに地方の現場でのヒアリング・意見交換会を行いたいと考えております。このヒアリング・意見交換会ですが、全国10ヶ所程度で開催し、できればそれぞれの箇所には2、3名程度の委員に御参加いただきたいと思いますと考えております。よって、単純に計算いたしますと、お一人1、2ヶ所程度ということになります。委員の皆様はオンラインでの参加も可能としたいと考えておりますが、御都合もあると思いますので、可能な範囲で御参加いただければ有り難く存じます。日程や参加会場については追って調整させていただきますと思います。

これらの意見募集及び地方意見交換会を踏まえまして、最終答申の取りまとめに向かっていきたいと考えておりますので、改めてよろしく願いいたします。

以上、このような進め方となっておりますが、何か御質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

ありがとうございます。

それでは、本日の議題はここまでとしたいと思います。

最後に事務局から何かございますでしょうか。

特にないということでございます。

それでは、これをもちまして本日の食料・農業・農村政策審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後2時33分 閉会